

◎児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件
 新旧対照条文

○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
一・二一（監）	一・二一（監）	一・二一（監）
別表 障害児通所給付費等単位数表	別表 障害児通所給付費等単位数表	別表 障害児通所給付費等単位数表
第1 児童発達支援	第1 児童発達支援	第1 児童発達支援
1 児童発達支援給付費（1日につき）	1 児童発達支援給付費（1日につき）	1 児童発達支援給付費（1日につき）
㏽ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>972</u> 単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>913</u> 単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>854</u> 単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>797</u> 単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>776</u> 単位 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>756</u> 単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>734</u> 単位 ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,215</u> 単位	㏽ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>965</u> 単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>906</u> 単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>848</u> 単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>791</u> 単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>770</u> 単位 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>750</u> 単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>729</u> 単位 ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,206</u> 単位	㏽ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。） (1) 利用定員が30人以下の場合 <u>965</u> 単位 (2) 利用定員が31人以上40人以下の場合 <u>906</u> 単位 (3) 利用定員が41人以上50人以下の場合 <u>848</u> 単位 (4) 利用定員が51人以上60人以下の場合 <u>791</u> 単位 (5) 利用定員が61人以上70人以下の場合 <u>770</u> 単位 (6) 利用定員が71人以上80人以下の場合 <u>750</u> 単位 (7) 利用定員が81人以上の場合 <u>729</u> 単位 ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1) 利用定員が20人以下の場合 <u>1,206</u> 単位

(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,069単位</u>
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>983単位</u>
(4) 利用定員が41人以上の場合	<u>896単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が15人以下の場合	<u>1,147単位</u>
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>870単位</u>
(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>795単位</u>
ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	<u>622単位</u>
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>455単位</u>
(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>366単位</u>
ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	<u>1,599単位</u>
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	<u>819単位</u>
(3) 利用定員が11人以上の場合	<u>694単位</u>
注1～4 (略)	
5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少 年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に 、1日につき <u>276単位</u> を所定単位数から減算する。	
6～8 (略)	
2～14 (略)	

(2) 利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,061単位</u>
(3) 利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>976単位</u>
(4) 利用定員が41人以上の場合	<u>889単位</u>
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が15人以下の場合	<u>1,138単位</u>
(2) 利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>863単位</u>
(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>789単位</u>
ニ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が10人以下の場合	<u>616単位</u>
(2) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>451単位</u>
(3) 利用定員が21人以上の場合	<u>363単位</u>
ホ 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が5人の場合	<u>1,587単位</u>
(2) 利用定員が6人以上10人以下の場合	<u>813単位</u>
(3) 利用定員が11人以上の場合	<u>689単位</u>
注1～4 (略)	
5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少 年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に 、1日につき <u>274単位</u> を所定単位数から減算する。	
6～8 (略)	
2～14 (略)	

第2 医療型児童発達支援	第2 医療型児童発達支援
1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）	1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）
イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	イ 肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合
<u>332単位</u>	<u>329単位</u>
注1～4（略）	注1～4（略）
2～11（略）	2～11（略）
第3 放課後等デイサービス	第3 放課後等デイサービス
1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）	1 放課後等デイサービス給付費（1日につき）
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合
（イ） 利用定員が10人以下の場合	（イ） 利用定員が10人以下の場合
<u>482単位</u>	<u>478単位</u>
（ロ） 利用定員が11人以上20人以下の場合	（ロ） 利用定員が11人以上20人以下の場合
<u>362単位</u>	<u>359単位</u>
（ハ） 利用定員が21人以上の場合	（ハ） 利用定員が21人以上の場合
<u>281単位</u>	<u>278単位</u>
(2) 休業日に行う場合	(2) 休業日に行う場合
（イ） 利用定員が10人以下の場合	（イ） 利用定員が10人以下の場合
<u>622単位</u>	<u>616単位</u>
（ロ） 利用定員が11人以上20人以下の場合	（ロ） 利用定員が11人以上20人以下の場合
<u>455単位</u>	<u>451単位</u>
（ハ） 利用定員が21人以上の場合	（ハ） 利用定員が21人以上の場合
<u>366単位</u>	<u>363単位</u>
ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合	ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合
(1) 授業の終了後に行う場合	(1) 授業の終了後に行う場合
（イ） 利用定員が5人の場合	（イ） 利用定員が5人の場合
<u>1,320単位</u>	<u>1,309単位</u>
（ロ） 利用定員が6人以上10人以下の場合	（ロ） 利用定員が6人以上10人以下の場合
<u>675単位</u>	<u>670単位</u>
（ハ） 利用定員が11人以上の場合	（ハ） 利用定員が11人以上の場合
<u>573単位</u>	<u>568単位</u>
(2) 休業日に行う場合	(2) 休業日に行う場合

(イ) 利用定員が5人の場合 (ロ) 利用定員が6人以上10人以下の場合 (ハ) 利用定員が11人以上の場合 注1～8 (略) 2～12 (略) 第4 保育所等訪問支援 1 保育所等訪問支援給付費 (1日につき) 注1～9 (略) 2～4 (略)	<u>1,600単位</u> <u>820単位</u> <u>695単位</u>	(イ) 利用定員が5人の場合 (ロ) 利用定員が6人以上10人以下の場合 (ハ) 利用定員が11人以上の場合 注1～8 (略) 2～12 (略) 第4 保育所等訪問支援 1 保育所等訪問支援給付費 (1日につき) 注1～9 (略) 2～4 (略)	<u>1,587単位</u> <u>813単位</u> <u>689単位</u> <u>906単位</u>
---	--	---	--

